

デマンド型交通実証実験に関する地域公共交通会議の開催について

1 目的

公共交通不便地域の改善に向けて新たな交通手段であるデマンド型交通の実証実験を行うためには、道路運送法 21 条申請・許可が必要となる。

このため、交通政策基本計画推進協議会を兼ねた地域公共交通会議を開催して、デマンド型交通実証実験に関する協議を行う。

2 開催日時

令和5年2月8日（水）15時45分（予定）

※「大田区交通政策基本計画」の中間見直しに関する交通政策基本計画推進協議会（開始14時30分）と同日に開催

3 場所

大田区役所 201・202 会議室

4 委員構成

学識経験者、地域住民の代表、運行事業者及びその労働組合、交通事業者、関係機関（地方運輸局、道路管理者、交通管理者、庁内関係部署）等

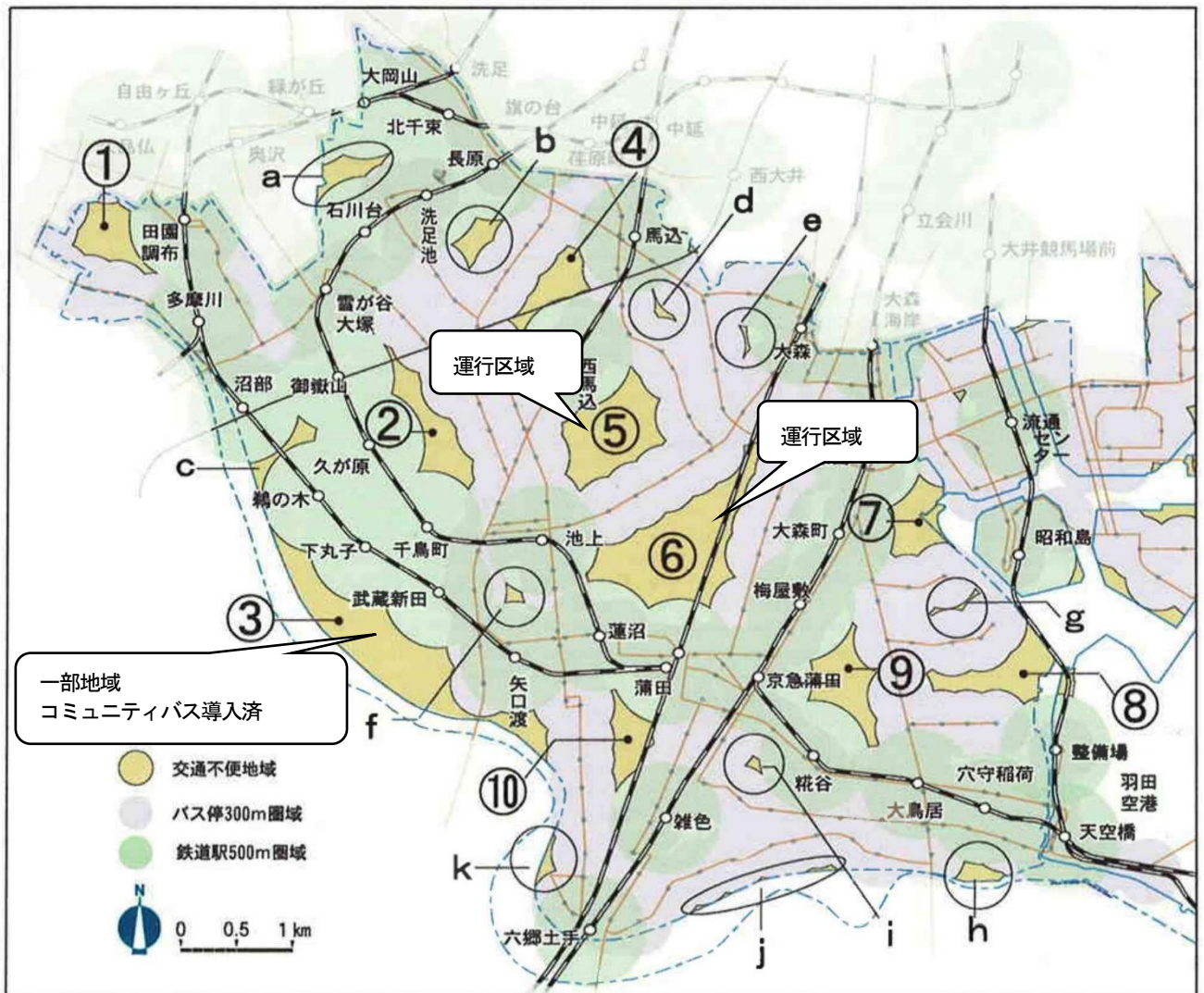
5 主な協議内容

- ・ 運行形態（デマンド型交通）
- ・ 運行日（奇数日・偶数日の隔日で運行予定）
- ・ 運行時間（9時30分～16時30分予定（運送の開始終了時間））
- ・ 運行区域（南馬込地域、西蒲田地域）
- ・ 料金（300円以下を検討）
- ・ 期間（1年間）
- ・ 運行車両（ワゴン型車両を予定（乗客10人程度））
- ・ 利用方法（電話及び予約サイト）
- ・ 事業主体（東急バス株式会社を想定）

5-1 運行区域

大田区では、鉄道駅から500m以上かつバス停から300m以上離れている地域を、公共交通不便地域として設定している。このうち、③矢口、⑤南馬込、⑥西蒲田の3地域は、コミュニティバスの導入を検討した経緯がある。③矢口については、既にコミュニティバスの本格運行が開始されているので、残りの⑤南馬込と⑥西蒲田の2地域を対象とする。

運行区域の対象となる「公共交通不便地域」



注：居住者がゼロまたは殆どいない臨海部を除く

6 今後のスケジュール

- ・ 2月8日の地域公共交通会議にて協議
- ・ 国土交通省関東運輸局への申請（標準処理期間は概ね2か月程度）
- ・ 周知期間を経て、令和5年7月から実証実験開始予定